

答 申 の 概 要

件名	自己の静岡県立病院機構在職時の特定期間における打刻データの非開示決定に対する審査請求（諮問第30号）		
本件対象個人情報	審査請求人が静岡県立総合病院（以下「本件病院」という。）に在職していた期間のうち一定期間における打刻データ		
主な非開示理由	条例第17条第7号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	地方独立行政法人静岡県立病院機構		
諮問年月日	平成30年3月20日	答申年月日	平成30年10月2日
主な論点	<p>本件病院における一職員であった者の打刻データを開示することにつき、以下の支障を及ぼすおそれがあると認められるか（条例第17条第7号該当性）。</p> <p>1 審査請求人が本件保有個人情報を開示することにより、本件病院の医師が実際の勤務時間以上に長時間の勤務を行っているとの誤解を招くおそれが生じるため、本件病院の医師確保などに支障を及ぼすおそれ</p> <p>2 審査請求人が本件保有個人情報を開示することにより、夜間休日における軽症患者による不急の受診や営業活動により、一刻を争う重症患者の救命救急医療の提供など、本件病院の運営に支障を来し、企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>		
審査会の結論	<p>実施機関が非開示とした決定については、その全部を開示すべきである。</p>		
審査会の判断	<p>(1) 本件保有個人情報について</p> <p>実施機関によれば、本件保有個人情報は、審査請求人が本件病院に在職していた期間のうち約4年弱の打刻データである。打刻データとは、職員が本件病院へ入場又は退場した際の記録であって、労働時間そのものではなく、事業場内にいた時間の分かるデータに当たる。医師の勤務上の特性として、自主学習等の労働時間に当たらない在院時間が含まれることから、実際の勤務時間とは乖離する。</p> <p>また、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、打刻データに記録されるのは、職員証（カード）の読取日時、入退場の区分及び職員IDのみであるとのことであった。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報は、静岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第7号エ及びオの規定に該当するとし、本件処分を行っているため、以下、本件保有個人情報の非開示情報該当性について検討する。</p> <p>(2) 条例第17条第7号該当性について</p> <p>ア 条例第17条第7号は、開示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は非開示とすることを定めたものである。</p> <p>これは、本人に開示することによる支障だけでなく、開示することによる利益も考慮し判断しようとするものであり、本人に開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。</p> <p>また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。</p> <p>イ 本件保有個人情報は、審査請求人が勤務先の本件病院に入場又は退場した日時の記録であり、過去の一定期間における審査請求人のみの行動履歴にすぎないものである。本件保有個人情報を開示し、本件病院における一職員であった者が、自己に係る病院への過去の入退場日時の記録を知ることにより、条例第17条第7号に規定する公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれや企業経営上の正当な利益を害するおそれが生じるとは認められない。</p> <p>ウ 実施機関は、本件病院の関係者はもとより社会的にも関心が高い情報である可能性が高いこと、本件病院が県中部地域の中核的な医療機関としての役割を担っていることから、仮に本件保有個人情報が開示され、これを審査請求人が公表した場合に、本件病院の医師が実際の勤務時間以上に長時間の勤務を行っているとの誤解を招くおそれが生じるため、本件病院の医師確保などに重大な支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、夜間休日における軽症患者による不急の受診や営業活動により、一刻を争う重症患者の救命救急医療の提供など、本件病院の運営に支障を来し、企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>		

がある、と主張する。

エ 条例に基づく保有個人情報開示請求制度は、本人が実施機関における自己の個人情報の取扱いをチェックすることで個人の権利利益を保護することを目的としており、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はないため、特定の開示請求者に対する開示による支障の有無について判断することになり、その判断については、イで示したところである。

オ もっとも、開示を受けた本人が、自己の意思により、開示された情報そのものを公表したり、自己の意見の正当性を裏付ける資料として援用したりすることなどは、条例上も許容されていると考えられる。

そこで、実施機関の主張するような、開示請求者が適正な利用の範囲内で第三者に公表した場合等の本人に開示することに付随する支障についても念のため検討するが、以下の理由により、条例第 17 条第 7 号に規定する支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

(ア) 本件保有個人情報は、本件病院における在院時間を示すものであって実際の労働時間を示すものではないことに加え、本件病院の一職員の記録に過ぎないことから、本件保有個人情報から本件病院における他の職員の長時間勤務の実態を必ずしも推論できるとは思われない。

(イ) 実施機関の主張にもあるとおり、近時、全国規模で医師の勤務実態についての調査が実施されるとともに、その結果も公表されており、医師の働き方改革の検討過程でも客観的なデータに基づく議論が行われている。このように医師の勤務実態の社会的な認知が進んでいると思われる社会情勢を踏まえると、本件病院の一職員の情報を開示し、仮に審査請求人がこれを公表しても、それに起因して実施機関が主張するような誤解が生じ、本件病院の医師確保などに重大な支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、仮に誤解を生じさせたとしても、本件保有個人情報は本件病院の職員の在院時間を示すもので、労働時間を示すものでないことを説明することにより、本件病院に係る誤解を解消し、かつ誤解を招かないようにすることは、難しいことではない。

(ウ) 本件病院における一職員の情報から他の職員の長時間勤務の実態を必ずしも推論できないことは、上記で述べたところであるが、たとえそのような誤解が生じたとしても、誤解に基づく医師の長時間勤務の実態を認識することにより、時間外における不急の受診や営業活動の行動に当然に直結するとは考えられない。

(3) 本件処分の妥当性

以上のことから、本件保有個人情報につき、その全部が条例第 17 条第 7 号エ及びオに該当するとして非開示とした決定については、条例第 17 条第 7 号エ及びオのいずれにも該当せず、開示すべきである。